



2020 年 12 月 1 日

「ちばぎん財産管理信託～家族で安心みまもり信託～」の取扱開始について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、2020 年 12 月 1 日（火）より、信託機能を活用した新商品「ちばぎん財産管理信託～家族で安心みまもり信託～」の取扱いを開始しました。

本商品は、高齢者が抱える認知能力や判断能力の低下リスクなどに対応し、家族と銀行が一体となって高齢者の財産管理をサポートする仕組みの信託商品です。

本商品には、契約者が元気なうちは本人が信託した財産を自由に使うことができる「自分でねんきん機能」、自己の判断に自信がなくなると払い戻しにあたって指定した家族の同意を必要とする「家族で防犯機能」、認知症などで自己判断が困難になるとあらかじめ指定した家族（代理人）が本人に代わって払い戻しなどの手続きができる「家族にまかせる機能」、財産の管理状況を銀行が家族に伝える「家族でみまもり機能」の 4 つの機能を備えており、契約者の認知能力や判断能力の程度に応じた財産管理が可能となります。

なお、本商品は、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝）との協業を踏まえ、当行が開発したものです。

本商品の概要は別紙のとおりです。

当行は、今後も信託機能を活用した新たな商品・サービスの提供をつうじて、多様化する高齢者のニーズや社会課題の解決に向けた取組みを一層推進してまいります。

以 上



ちばぎん財産管理信託

～ 家族で安心みまもり信託 ～



ちばぎんでは、
預金、有価証券、不動産等を含めた
財産の円滑な承継をお手伝いする
「遺言信託」の取扱いもしております。
ぜひ、ご相談下さい。



人生100年時代の財産管理。

家族と銀行があなたの財産をまもる。

それが、ちばぎんの財産管理信託です。

この商品に関するお問い合わせは

株式会社 千葉銀行

信託コンサルティング部 TEL：043-301-8178

ちばぎんホームページ <https://www.chibabank.co.jp/>

預金などの財産管理について、こんなお悩みはありませんか!?

ご本人さま

自分で手続きをするのが難しくなってきたときに、家族がお金を払い戻せる仕組みが欲しい。

この先、年齢を重ねていくと自分だけで財産を管理していて大丈夫か不安。

家族が自分の財産管理を心配しているので、家族に安心してもらいたい。

自分が気づかないうちに財産管理の能力が低下していないか、家族にみまもってほしい。

防犯機能がついた商品は安心だけど、簡単にお金の払い戻しができなくて、自分で自由にお金が使えなくなるのは嫌だな…。

自分の財産管理は、子どもたちに手伝ってほしい。



ご家族さま

親が元気なうちから、お金について口を出すのは気がひける。

親がきちんと財産を管理できているのかみまもりたい。

親の財産管理の能力が低下してきたときに、家族がお金を守る仕組みが欲しい。

家族が、親のために代わりにお金を払い戻せる仕組みが欲しい。

払い戻しを任せられた家族が、きちんと財産を管理できているのかみまもりたい。



ちばぎん財産管理信託～家族で安心みまもり信託～の仕組み

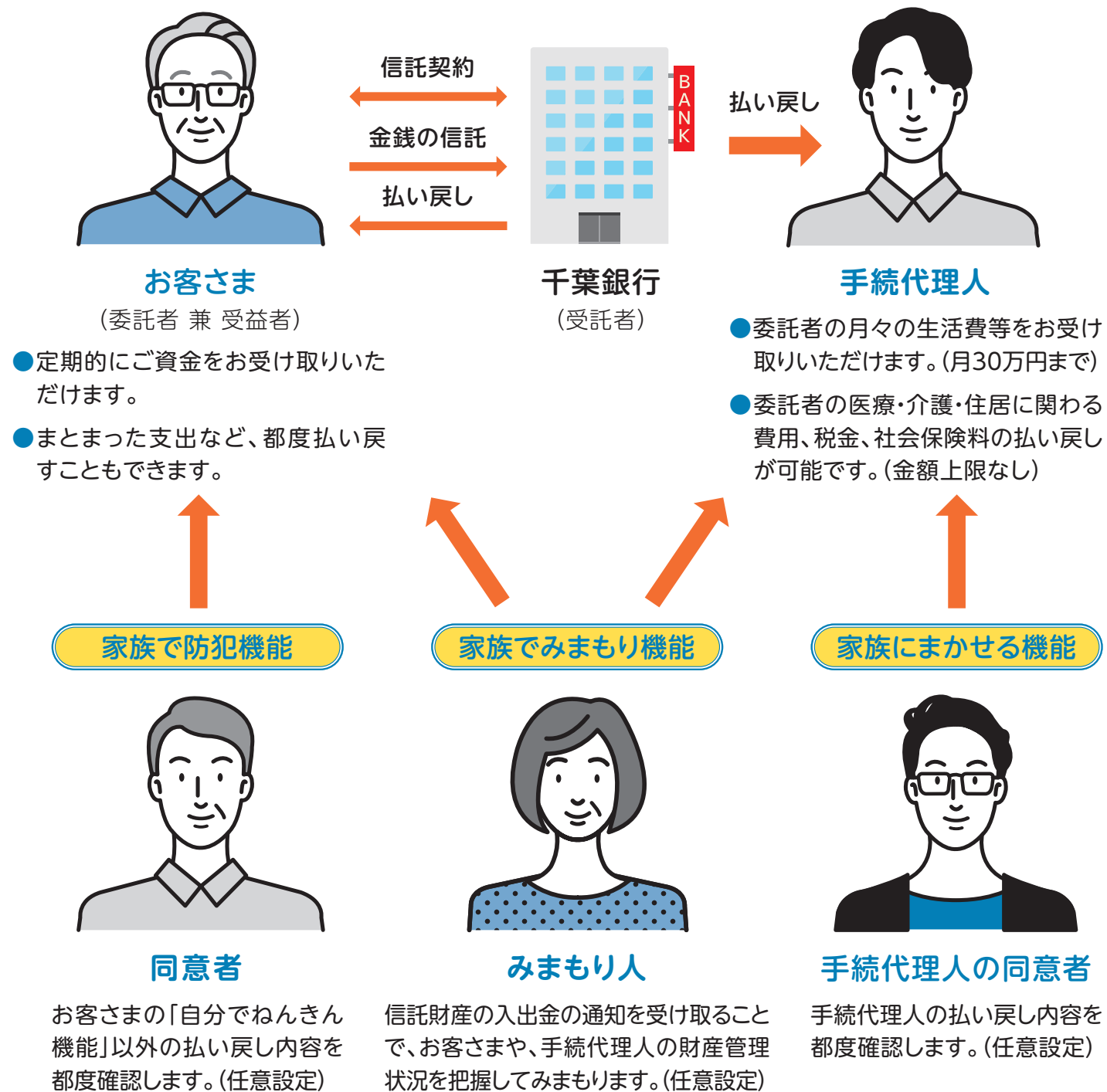
ちばぎん財産管理信託は、認知症や健康等の将来の不安にそなえることができる信託商品です。4つの信託機能によりさまざまな場面でお客さまに「安心」をご提供します。

お元気なうちは、ご自身でお使いいただけます

認知症など意思能力の低下時等には…

自分でねんきん機能

家族にまかせる機能



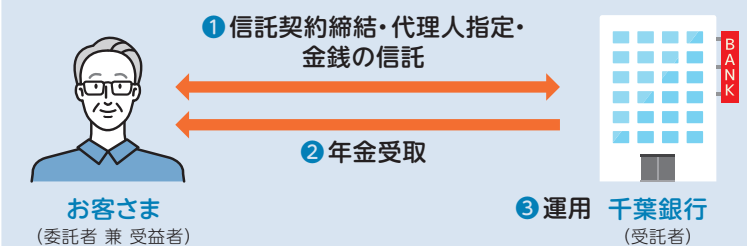
自分でねんきん機能

信託した財産から、自身の普通預金口座で、定期的にご資金をお受け取りいただけます。

お元気なうちは、誰にも気兼ねなく自由に払い戻しをすることが可能です。

※機能のご利用は任意です。

【お元気な期間】

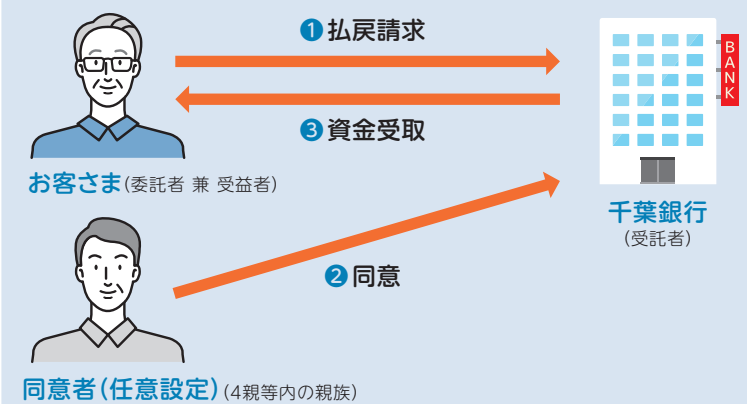


家族で防犯機能

特殊詐欺被害などにあわないために、家族(同意者)の同意がなければ、払い戻しができないようにすることが可能です。

※同意者の設定は任意です。

【判断能力に自信がない期間】

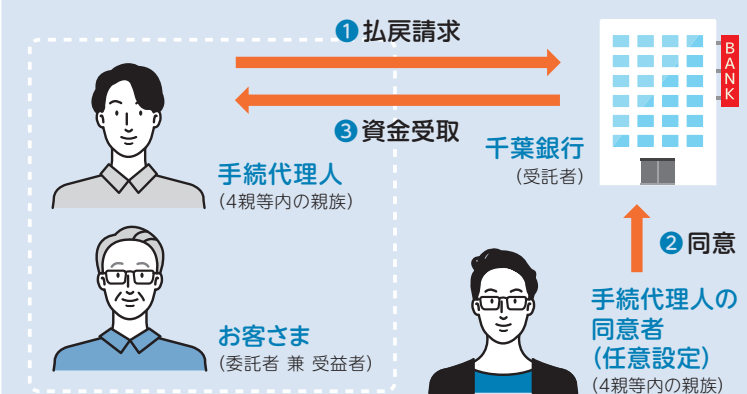


家族にまかせる機能

身体的な都合や、認知症の発症などにより、自身が銀行で払い戻しをすることが難しくなった場合には、家族(手続代理人)が代理人として信託した財産の払い戻しができます。(都度払戻は、資金使途が限定されます。)

※手続代理人の設定は必須です。あらかじめ指定した手続代理人の申し出により機能が開始します。

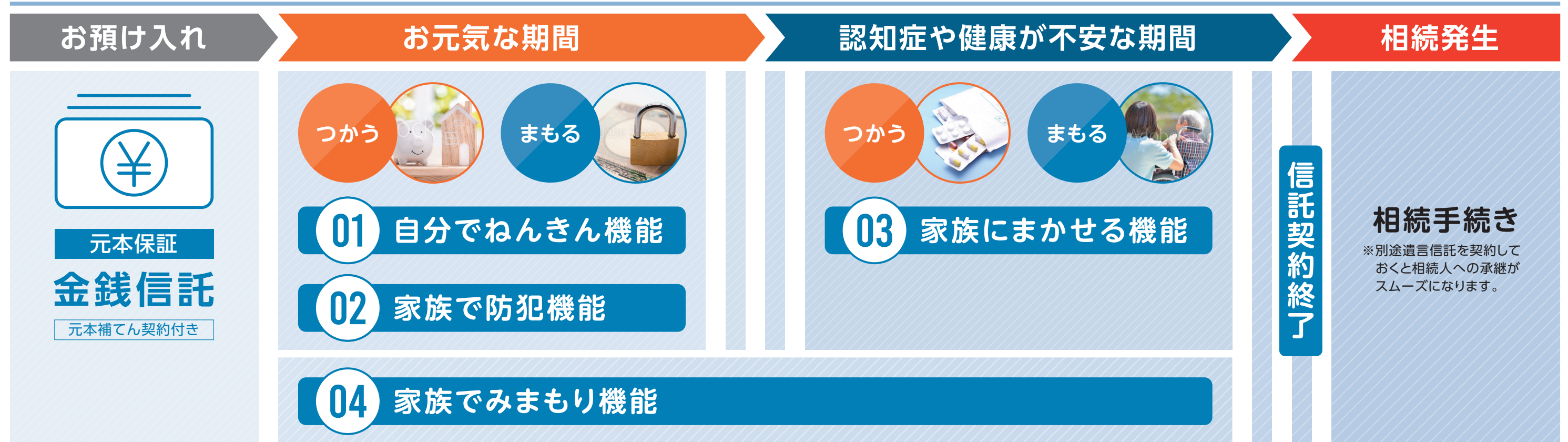
【認知症や健康が不安な期間】



家族でみまもり機能

信託財産の入出金を、あらかじめ指定した家族(みまもり人)に、銀行から郵便で通知することで、財産の管理状況を家族でみまもることができます。 ※みまもり人の設定は任意です。

ちばぎん財産管理信託「4つの信託機能」利用イメージ



〈 財産管理信託の活用例 〉

01 自分でねんきん機能の活用例

こんなときに財産管理信託!

元気なうちでないと色々な対策はできないけど、いまから自分のお金が使えなくなるのは嫌だ。

これで解決

- ・お元気なうちは、信託された財産も、自分自身で自由に使うことができます。
- ・充実した暮らしのための支出など、幅広く活用できます。

02 家族で防犯機能の活用例

こんなときに財産管理信託!

特殊詐欺被害にあわないようにしたい。

これで解決

- ・家族を「同意者」に指定することで、自分自身が万が一詐欺被害にあいそうになっても、「同意者」の同意がないと払い戻しができないので安心です。(設定は任意です。)

03 家族にまかせる機能の活用例

こんなときに財産管理信託!

認知症等で払い戻し手続きができなくなったら、自分の預金が使えなくて家族に迷惑がかからないか不安。

これで解決

- ・あらかじめ指定した「手続代理人」が、信託した財産の払い戻し等の手続きを行うことができます。
- ・代理人の効力は、あらかじめ指定した「手続代理人」が銀行に申し出ることによって発生するため、自分で効力発生の手続きができなくても大丈夫です。

04 家族でみまもり機能の活用例

こんなときに財産管理信託!

- ・いつのまにか財産管理能力が低下してしまったらと思うと不安。
- ・手続代理人である自分が行う払い戻しについて、家族に知っておいてほしい。

これで解決

- ・家族を「みまもり人」に指定することで、お客さまや手続代理人が入出金をするたびに、銀行が家族(みまもり人)に通知をします。(設定は任意です。)
- ・銀行が財産の変動を都度通知することで、家族は払い戻しの状況をみまもることができます。

よくあるご質問 (Q&A)

Q 手続代理人、同意者、みまもり人は、契約時に必ず指定しなければなりませんか。

A 手続代理人さまの指定は、必須となります。
同意者さま、みまもり人さまの指定は任意ですので、ご契約時ではなく、ご契約後に必要に応じて指定することもできます。

Q 契約者は、いつでも信託財産を払い戻すことができますか？

A 手続代理人の業務開始前(手続代理人さまが銀行に代理開始を届け出る前)は金額や使いみちに制限はなく、契約者さまが自由に払い戻しをすることが可能です。
手続代理人の業務開始後は、払い戻し手続きは手続代理人さまが行うことになります。
なお、払い戻し金のお受け取りは、払い戻し申込日から6営業日目となります。

Q 手続代理人は、自由に払い戻しすることができますか？

A 手続代理人さまによる払い戻しは、ご契約者さまの「医療」「介護」「住居」「税金」「社会保険」に使うお金を払い戻す場合に限られます。
払い戻しにあたっては、お支払いを証する領収書、または請求書等の用途を確認する書類を提出していただく必要があります。

Q 手続代理人が、請求書や領収書がない支払に係る払い戻しをしたい場合はどうなりますか？

A 手続代理人さま向けの、定期金受け取り機能(月1回、30万円以内)をご活用ください。
定期金分の受け取りについては、領収書等の提出は不要です。
手続代理人の効力発生前に限り、発生後に定期的に受け取る金額を契約者さまが指定できます。

Q 手続代理人が受け取るお金は、どこに振り込まれますか？

A 定期金の受け取りおよび都度払い戻しともに、手続代理人さまが指定した手続代理人さま名義の当行普通預金口座にお振込みをさせていただきます。

Q 同意者による同意は、どのように行うのでしょうか？

A 契約者さま(または手続代理人さま)にご記入いただいた当行所定の払戻請求書に、同意者さまにご署名・ご捺印いただくことにより、払い戻しの同意を行います。

Q みまもり機能は、どのように活用するのですか？

A みまもり機能は、契約者さまや手続代理人さまによる払い戻しの状況等を、他のご家族が確認するための仕組みです。確認は、銀行から入出金の通知を郵便で受け取ることにより行います。
財産管理状況を確認できることにより、契約者さまや手続代理人さまの財産管理を家族みなさまでみまもることができます。

Q 商品の各機能について、もう少し詳しく教えてください。

A 【自分でねんきん機能】※機能のご利用は任意です。(機能を利用しないことも可能です)

機能の内容	・ 毎月15日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、設定した金額を、契約者さまが指定する当行普通預金口座に入金します。 ・ 設定金額は、1万円以上1万円単位(上限なし)でご指定いただけます。
ご注意事項	・ 手続代理人の効力発生後は、契約者さまへの定期金のお支払いは終了します。 以後の払い戻しは、手続代理人さまが行うことになります。

【家族で防犯機能】※機能のご利用は任意です。(機能を利用しないことも可能です)

機能の内容	・ 特殊詐欺などに備えて、払い戻しに同意者さまの同意を必要とする機能です。 ・ 同意者さまは、契約者さまの4親等内の親族で、当行にお取引のある方をご指定いただけます。
ご注意事項	・ 同意者さまの同意は、契約者さまの都度の請求による払い戻しが対象となります。 「自分でねんきん機能」による払い戻しは、同意の対象とはなりません。

【家族にまかせる機能】※機能のご利用は必須です。

機能の内容	・ 将来のいざという時に備えて、契約者さまの代わりに払い戻しの手続きをまかせる手続代理人さまを、あらかじめご指定いただけます。 ・ 手続代理人さまは、契約者さまの4親等内の親族で、当行にお取引のある方からご指定いただけます。 ・ 手続代理人さまが、ご事情により代理を行うことができなくなった場合に備え、第2順位の手続代理人さまをご指定いただくこともできます。(第2順位の指定は任意です。) ・ 手続代理人さまが、自ら銀行に代理開始を届け出ることにより効力が発生し、手続代理人さまのみが払い戻しできるようになります。 ・ 払い戻しには、以下の2つの方法があります。 【年金型】 ・ 毎月15日(銀行休業日の場合には翌営業日)に、あらかじめ設定した金額を、手続代理人さまが指定する当行普通預金口座に入金します。 ・ 設定金額は、1万円以上1万円単位(上限30万円)でご指定いただけます。 ・ 年金型の利用や受け取り金額の設定は、契約者さまが手続代理人業務開始前に行います。(手続代理人さまは、年金型の受け取りの設定を行うことはできません。) 【目的内随時型】 ・ 契約者さまの、医療・介護・住居に関わる費用、税金、社会保険料に該当する費用について、払い戻すことができます。 ・ 手続代理人さまが行う目的内随時型の払い戻しに、同意者さまの同意を必要とする制限を設けることも可能です。
ご注意事項	手続代理人効力発生後は、契約者さまは払戻しをすることができません。

【家族でみまもり機能】※機能のご利用は任意です。(機能を利用しないことも可能です)

機能の内容	・ 契約者さまや、手続代理人さまが行う入出金を、あらかじめ指定したみまもり人さまに通知する機能です。 ・ みまもり人さまは、契約者さまの4親等内の親族からお二人までご指定いただけます。
ご注意事項	・ 入出金の通知は、手続きの事後に行われます。入出金にあたり、あらかじめ通知が行われるものではございませんので、ご注意ください。

商品概要

1.商品名	ちばぎん財産管理信託～家族で安心みまもり信託～
2.ご利用対象者	個人
3.信託金額	①新規申込金額は、500万円以上(1万円単位) ②追加信託の金額は、1回100万円以上(1万円単位)
4.信託期間(終了事由)	契約者さま(委託者兼受益者)がお亡くなりになったとき、 そのほか特約に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。
5.支払機能	
(1)自分でねんきん機能による支払	・毎月15日に、ご指定の金額を契約者さまの当行普通預金口座へお支払いします。(15日が休日の場合は前営業日)(任意) ・1回あたり1万円以上、1万円単位で指定できます。
(2)家族で防犯機能による支払	・契約者さまの4親等以内の親族で、当行にお取引のある方から「同意者」をご指定いただけます。(任意) ・「同意者」が指定されていて、契約者さまが本信託から、「自分でねんきん機能」以外の払い戻しをする場合には、「同意者」の同意が必要となります。
(3)家族にまかせる機能による支払	・契約者さまの4親等以内の親族で、当行にお取引のある方から「手続代理人」をご指定いただきます。(指定は必須です。) ・「手続代理人の同意者」を、契約者さまの4親等以内の親族で、当行にお取引のある方からご指定いただけます。(任意) ・あらかじめ指定された「手続代理人」からの届け出により、「家族にまかせる機能」の効力が発生します。 【年金型】 ・毎月15日に、ご指定の金額を手続代理人さまの当行普通預金口座へお支払いします。 ・支払金額は、月30万円を上限とします。 【目的内随時型】 ・手続代理人さまのご請求に基づき、お支払いします。(但し資金使途は、契約者さまの医療・介護・住居に関する費用、税金、社会保険料に限ります。)

MEMO

6.家族でみまもり機能

- ・ 契約者さまの4親等以内の親族から「みまもり人」をご指定いただけます。(任意)
- ・ 契約者さまや手続代理人による払い戻しや、追加信託の都度、銀行から入出金の通知が郵送されます。
(但し、「自分でねんきん機能」による支払については、半年毎に通知が郵送されます。)

7.信託報酬

(1) 設定時(追加) 信託報酬

信託契約時および追加信託時に、信託した財産額の2.2% (1回の手続毎上限110万円) (税込) をいただきます。

(2) 管理信託報酬

① 月額管理信託報酬

信託契約の成立日の属する月の翌月から、毎月1日(銀行休業日の場合は翌営業日)に下記の金額を信託財産の中からいただきます。

手続代理人業務開始前	同意者設定なし	550円/月(税込)
	同意者設定あり	1,100円/月(税込)
手続代理人業務開始後	3,300円/月(税込)	

② 信託財産交付管理信託報酬

手続代理人さまからの依頼による支払いの都度、1,100円/回(税込)を信託財産の中からいただきます。

(3) 運用報酬

- ・ 毎月3月、9月の末日に、運用収益の中からいただきます。
- ・ 運用報酬は、運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払する収益金総額等を差し引いた金額(信託元本の0.001%~8%)となります。

